

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 藤 木 賢 二
競技種目： ボディビルディング

2008-005 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 20 年 10 月 29 日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄

2008-005 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下「本規程」という。）8.3.2 条に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2008-005 事件の聴聞パネルは、競技会検査について、平成 20 年 10 月 29 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 20 年 10 月 29 日

穴戸 一樹 穴戸一樹
村山 正博 村山正博
塚越 克己 塚越克己

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 条の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.7 条に基づき、検体採取の日から資格停止期間の開始日までに獲得されたすべての競技成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2 条及び本規程 10.8.1 条に従い、平成 20 年 10 月 29 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 競技会検査で検出された物質「カルボキシフィナステリド (Carboxyfinasteride)」は、2008年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S5. 利尿薬と他の隠蔽薬」であり、本規程 2.1 条に定める「禁止物質」に該当する。また、平成 20 年 10 月 6 日付で三菱化学メディエンス株式会社から提出された「検査結果への補足説明」等によれば、炭素同位体比測定結果等に基づき、外因性の「テストステロン若しくはその前駆物質」が存在すること、すなわち禁止表における「S1. 蛋白同化薬、1. 蛋白同化男性化ステロイド薬 (AAS)」の投与がなされたことが合理的に推認される。競技者は、B 検体についての分析は要求しなかった。
- ・ 競技者は、上記の各結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 条の違反が認められ、また、本規程 10.7 条に基づき、検体採取の日から資格停止期間の開始日までに獲得されたすべての競技成績（もしあれば）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、競技者は 1 回目の違反であることが認められるため、本規程 10.2 条に従い、その資格停止期間は 2 年間となる。その際、本件では本決定に至るまで暫定的資格停止はなされていないため、資格停止期間の開始日については、本規程 10.8.1 条に従い、本決定がなされる平成 20 年 10 月 29 日となる。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上